

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 フロリダ州
回答者氏名及び所属	水上佳子・渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じても一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

- ※ DVの定義を含む。
- ※ 法令名を含む。

フロリダ州法は、Title XLIII 家族関係法 Chapter 741 「婚姻：ドメスティックバイオレンス」 741.28「ドメスティックバイオレンス：定義」(2)(3) で、DVを以下のとおり定義し、同 Chapter 741.30 から 741.31 で保護命令について規定している。

DVの定義：

DVとは、家族(family)もしくは世帯員(household member)に対する、暴行、加重暴行、殴打、加重殴打、性的暴行、性的殴打、ストーキング、加重ストーキング、誘拐、不法監禁、または、身体的傷害や死をもたらすあらゆる犯罪行為をさす。

「家族もしくは世帯員」とは、配偶者、前配偶者、血縁関係もしくは婚姻関係にある者、現在家族として同居している者、もしくは過去に家族として同居していた者、及び婚姻関係にあるか否かにかかわらず共通の子を持つ親を意味する。共通の子を持つ親を除いて、家族もしくは世帯員は、同じ一つの住戸で現在同居しているか、あるいは過去に同居していなければならない。

保護命令については、IVを参照。

関連する法令サイト：

<http://www.flsenate.gov/Laws/Statutes/2017/741.28>

<http://www.flsenate.gov/Laws/Statutes/2017/741.30>

II. DV被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○フロリダ州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体(NPO)が行っている。すべてのシェルターは無料。

○フロリダ州には42の州認定DVセンターがあり、24時間体制で、DV被害者への危機介入や支援サービスを提供している。これらのDVセンターは、その主要なサービスとして、24時間のホットライン、情報提供、緊急シェルター紹介、ケースマネジメント、カウンセリング、アドボカシー、子の支援、安全対策、専門家の研修、DVについての地域の教育・啓蒙活動などを提供している。この42のDVセンターはすべて緊急シェルターを擁しているDV被害者支援団体であるが、空きがない場合は他のシェルターを紹介する。

○州法(39.905(1)(a))は、「DVセンターは、DV被害者を受け入れ、居住の場を提供する施設を提供しなければならない。DV被害者の未成年の子や被扶養者も被害者と一緒にシェルターを利用できる」と規定している。

(州法：<http://www.flsenate.gov/Laws/Statutes/2014/39.905>)

○シェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していてもDV被害に関する支援を受けることができる。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで72時間、90日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない(例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など)。

○日本語対応可能なスタッフがいるシェルターは確認されていない。

○認定DVセンターのリスト

https://www.fcadv.org/sites/default/files/FCADV_2016_Directory.pdf

○Florida Domestic Violence Hotline : 1-800-500-1119 (通話無料)

フロリダ州DVホットラインでは、DV被害者やその家族への緊急時の支援や、情報提供、近くの認定DVセンターへの紹介を行っている。

【アドボカシー、アドボケートとは】人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」(子、高齢者、ホームレス、障害者、DV被害者など)に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー(advocacy)、代弁・擁護者をアドボケート(advocate)と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者(サバイバー)、家族が経験者(サバイバー)であることが多い。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容(通訳支援等を含む)

以下の団体を含む全てのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支

援を提供している。DV 被害者への支援は、被害者本人の申し立てを受け専門家による状況評価から支援が始まる。

A. (マイアミ・デード郡 (カウンティ) 周辺の代表的なシェルター)

団体名 : Victim Response, Inc.

www.thelodgemiami.org

24 時間ホットライン : 1-305-693-0232

電話 : 1-305-693-1170

E メール : info@thelodgemiami.org

入所要件 : DV 被害者と子

支援内容 : ホットライン、緊急シェルター、子の支援 (リスク評価、託児所、キャンプ、サポートグループ)、個別カウンセリング、サポートグループ、ケースマネジメント、法廷・法律アドボカシー、保護命令手続きの支援、被害者補償手続きの支援、子育てクラス、経済的自立支援クラス、情報提供や照会など。
被害者各々の個性とスキルを尊重し、加害者からコントロールを取り戻す支援をするなど、自立支援を重点に置いたアドボカシーを行っている。

通訳 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

B.. (オレンジ郡周辺の代表的なシェルター)

団体名 : Harbor House of Central Florida

www.harborhousefl.com

24 時間ホットライン : 1-407-886-2856

電話 : 1-407-886-2244

E メール : admin@harborhousefl.com

入所要件 : DV 被害者

支援内容 : ホットライン、緊急シェルター、転居補助金 (III 4 参照のこと) 申込み手続きの支援、短期の仮住居の提供、カウンセリング、サポートグループ、アドボカシー、安全対策、託児所、医療クリニック、シェルターでのペット預り所、送迎など。

オレンジ郡の裁判所内にオフィスを構えており、専門家が保護命令の申し立て手続き、翻訳サービス、法廷への付き添い、緊急時の介入などの支援を提供している。

緊急の場合、24 時間ホットラインに連絡すると、裁判所の業務時間外でもスタッフが代行して保護命令を発行できる。

通訳 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

C.. (デュバル・ベーカー郡周辺の代表的なシェルター)

団体名 : Hubbard House

www.hubbardhouse.org

24 時間ホットライン : 1-904-354-3114

電話 : 1-904-400-6300

E メール : hubbardhouse@hubbardhouse.org

入所要件 : DV 被害者

支援内容 : ホットライン、緊急シェルター、衣食の提供、個人・グループカウンセリ

ング、サポートグループ、安全対策、住居確保の支援、就業支援、法廷アドボカシー、子の支援（託児所、カウンセリング、サポートグループ、公立小中学校）など。

被害者とその子の安全、被害者のエンパワーメント、教育とアドボカシーによる社会変革を3つの大きな目標に掲げる。

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

【エンパワーメントとは】力をつけること。また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

2 警察による加害者への対応（刑事）

(1) 概要

現場に派遣された警察官は、DV 行為が行われたと信じる相当の理由がある場合、逮捕令状なく加害者をその場で逮捕できる。被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件する。その後、検察官が起訴のため、捜査する。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】警察への緊急通報用の電話番号 911 へ電話をかける。携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線（Land line）がよい。

【緊急でない場合】各地域管轄の警察署（Police Department）か保安官事務所（Sheriff's Office）（あれば DV 相談室）に電話で相談する。警察署、保安官事務所を直接訪れてもよい。

[警察署のリスト]

http://myfloridalegal.com/_85256CC5006DFCC3.nsf/0/641C132B9DB85D4785256CC9007A3AA7?Open&Highlight=0,police

[保安官事務所のリスト]

http://myfloridalegal.com/_85256CC5006DFCC3.nsf/0/0EBDF8138A450ACF85256CC9007A1A57?Open&Highlight=0,sheriff,s,office

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

DV の通報があった場合、必ず現場に警察官を派遣する（可能な限り 2 名）。現場に到着した警察官は、被害者・子を含む、その場にいる者の安全を確保し、必要な医療処置を手配する。すべての関係者と目撃者の聞き取りを行い、証言や証拠を収集する（証言は書面または録音にて記録）。

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令に違反したという相当の理由があった場合、逮捕令状なくその場で逮捕され、1 年以下の懲役と 1,000 ドル以下の罰金が課せられる可能性がある。

(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

警察、保安官事務所は、英語を話さない被害者、目撃者、被疑者に対しては、通訳等のリソースを利用するように努めることが定められているので、必要な場合は通訳の必要性を申し立てること。

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官／裁判官との三者通話、TV会議システムの利用）などに差がある。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

DV加害者が相手方からも暴力を受けたと訴える場合があるが、州法では両当事者の逮捕（**Dual Arrest**）を可能な限り防ぐよう規定している。両者が互いに暴力を受けたと訴えた場合、現場の警察官は各々の訴えを個別に取り調べ（その行為が自己防衛にあたるか暴行行為にあたるかなど捜査し）、どちらが主たる加害者（**primary aggressor**）にあたるか判断する。

【警察による誤認逮捕の際の対応】

警官が来た現場で：

自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

事後：

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない（取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない）。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、（心当たりがあれば）弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる（領事面会：**Interview or communication with a consular officer**）。

○取り調べ後、保釈金（**bail**）を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯のDVで3,500ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に（管轄の裁判所のケース数による）、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会（罪状認否）がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる（収入に応じた段階的な費用（**スライディングスケール**）の支払いとなる）。

○リクエストがあれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。

3 警察によるDV被害者の支援

(1) 概要

被害者・目撃者や子・同居人の安全を確保する。

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

○（現場において）州認定DVセンターの紹介、DV被害者の権利と救済策の通知（既定の様式“**Legal Rights and Remedies Notice to Victims**”を手渡す）、保護命令を取得するためのアドバイスや、今後の見通しの説明、加害者が拘置所から釈放された場合、連絡を受けたいか否

かを被害者に確認、DV シェルターやその他の一時的な避難所に行く場合の送迎、子や扶養家族への対応（被害者と一緒に避難所に行けない場合、子の虐待があった場合など）。

○（上記の現場対応に加えて）逮捕の有無にかかわらず書面による被害届（Written Report）を作成し法執行機関に提出、被害届を受け取った法執行機関は、24 時間以内に近くの認定 DV センターに同被害届を転送。

（3）告訴、被害届等の書類の入手方法

○被害者のケースについて警察が作成済みのレポートについては、各地域を管轄する地元警察署など（Police Department や Sheriff's Office）に問い合わせる（担当部署名は、Record Department、Record Center など、各機関によって様々に異なる）。

○大抵の機関ではオンラインでの入手も可能なので、各機関のオンラインサイトを確認。

○また、DV 通報があった場合の被害届は、近くの州認定 DV センターに転送されるため、DV センターでも入手できる。

○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察に DV を犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するか判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことの理解が必要。また、DV が刑事事件として告訴される場合も、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

（4）DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

○警察、保安官事務所は、英語を話さない被害者、目撃者、被疑者に対しては、通訳等のリソースを利用するように努めることが定められているので、必要な場合は通訳の必要性を申し立てること。

○警察官が来た現場でも、自分には通訳が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。また DV アドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。

※2（5）、（6）参照のこと。

（5）その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

特になし

4 その他の一時保護に関する制度

III. DV被害者の自立支援

1 医療保険

（1）概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

○民間医療保険（Affordable Health Care 通称オバマケア）

○低所得者用医療保険

・妊婦、子のいる家族、高齢者、障がい者のための Medicaid

・Medicaid の受給要件を満たさない場合、子ども向けの保険（Florida KidCare）、Medically Needy Program がある。

○高齢者用医療保険（Medicare 全国共通）

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

○民間医療保険：マーケットプレイス事務所（保険加入は有料）

<https://www.healthcare.gov/>

電話：1-800-318-2596（通話無料）

○低所得者用医療保険（Medicaid・Florida KidCare・Medically Needy Program）：Florida Department of Children and Families（保険加入は無料）

電話：1-866-762-2237

サービスセンター：<http://www.dcf.state.fl.us/programs/access/map.shtml>

○高齢者用医療保険（Medicare）：ソーシャルセキュリティ事務所（保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある）

<https://www.medicare.gov/>

(3) 利用の要件

○民間医療保険（オバマケア）：フロリダ州に在住（通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV被害者は随時申込可能）

○低所得者用医療保険（Medicaid）：永住権取得から5年以上に加えて以下の連邦貧困レベルFPLの基準以内であること。

1才までの子：連邦貧困レベル206%以内

1～5才の子：連邦貧困レベル140%以内

6～18才の子：連邦貧困レベル133%以内

妊娠中の女性：連邦貧困レベル191%以内

19～20才の青年：連邦貧困レベル29%以内

親：連邦貧困レベル29%以内

○高齢者用医療保険（Medicare）：65才以上、永住権取得から5年以上、勤務時の社会保障税40クレジット（約10年分）支払いのすべてを満たす必要がある。ただし40クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に購入できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level (FPL) の基準：Poverty Guideline (2018年)】基準に定められた収入について、例えば基準額の200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から5年未満の場合は】

1) 配偶者の医療保険に加入（必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う）

2) 民間医療保険を購入

3) 生活保護（III-2.を参照）申請時に永住権取得から5年以上の条件を免除された場合、低所得者用医療保険に加入できる

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

○生活保護の「永住権取得から5年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険（Medicaid）に加入できる。

○民間医療保険は、電話を通して遠隔地の通訳者による日英通訳をリクエストできる。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaid には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格（ビザなどの種類）やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は、基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Medicaid 事務所あるいは病院社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによっては、州が運営するものがある。

A Temporary Cash Assistance :

米国連邦政府で TANF (Temporary Assistance for Needy Families) と呼ばれるプログラムのフロリダ州のもの。妊婦、あるいは 18 歳以下の子がいる低所得の家族への現金支給および職業訓練、就職斡旋プログラム。一生に最長 48 か月の現金支給を受け取ることができる。同居する成人に米国の滞在資格がなかったり、親ではなかったりした場合、子のみの現金支給となり上限期間はない。

B Food Assistance :

低所得家庭への食品援助プログラム。受け取るために仕事をしなければいけない。子がいなければ 3 年間に最長 3 か月分のみ受給可能で、延長するためには月に 80 時間以上働か、州が認めた就労活動をしなければならない。

C Low-Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭への光熱費補助プログラム

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

A、B Cash Assistance と Food Assistance

州政府児童家族局 (Department of Children and Families)

Automated Community Connection to Economic Self Sufficiency (ACCESS)

電話 : 1-866-762-2237

<http://www.myflfamilies.com/service-programs/access-florida-food-medical-assistance-cash>

オンライン申込み : <http://www.myflorida.com/accessflorida/>

居住する地域のカスタマーサービスセンターでの申し込み :

センター : <http://www.dcf.state.fl.us/programs/access/map.shtml>

C LIHEAP

州政府 Department of Economic Opportunity

電話 : 1-850-717-8450

プログラム：

<http://www.floridajobs.org/community-planning-and-development/community-services/low-income-home-energy-assistance-program>

居住する地域を担当する団体で申し込む（オンライン申込は不可）

担当団体：

<http://www.floridajobs.org/community-planning-and-development/community-services/low-income-home-energy-assistance-program/contact-your-local-liheap-provider-for-help>

（３）受給の要件

米国籍の者か、永住権を保持して５年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし DV 被害者に対する TANF では、担当者の判断により居住 5 年の要件が免除される場合もある。

A Cash Assistance：子の年齢が 3 か月以上の場合、保護者は働かなければならない。6～18 才の子は学校に行っていなければならない。子の保護者は、学校での面談に每学期出席しなければならない。5 才以下の子は予防注射を受けていなくてはならない。保護者と保護対象の子は、4 親等以内（いとこなど）の血縁であることが必要。資産（現金、銀行預金など。家財は含まない）は 2,000 ドル以下であること。

B Food Assistance：16～59 才は働かなくてはならない。18～49 才の健康な大人で子がいない場合は 3 年間に最長 3 か月分の制限があり、延長のためには要件を満たさなければならない。資産（現金、銀行預金など。家財は含まない）は 3,500 ドル以下であること。18 才から 49 才の大学生かそれ以上の高等教育に半分以上の生活時間を使う学生は、ワークスタディプログラムに参加、週に最低 20 時間の仕事、6 才以下の子がいるなどの要件がなければ受け取ることができない。

C LIHEAP：Cash Assistance あるいは Food Assistance を受給している人は自動的に受給できる。

（４）支援の内容

○Cash Assistance：規定額が銀行に入金される。ほかにも就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられる可能性がある。

○Food Assistance：EBT（Electronic Benefits Transfer）というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○LIHEAP：光熱費の支援

（５）DV被害者が外国人の場合の配慮

英語が不得意な場合は就労支援の前に、語学学習支援を受けることができる。

（６）その他、生活保護に関する有益な情報

○地元のフードバンクや教会などで野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は各フードバンクによって違う。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Centerなどで無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

○WIC (Women, Infant, Children) : 受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

○Head Start プログラム (0-5 歳) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

○学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

○ミルク支援プログラム : 学校や託児所など子のケアに貢献する団体が無料で牛乳の提供をする。

○夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に Summer Food Service Program(SFSP)が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で無料で昼食が提供される。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

○WIC : 州政府 WIC Program

<http://www.floridahealth.gov/programs-and-services/wic/>

申込方法 : 自分の住所を担当する WIC オフィスを訪問し、申し込む。

○Head Start プログラム : 州政府 Head Start State Collaboration Office

<http://www.floridaheadstart.org/>

申込方法 : 子の住所を担当する Head Start オフィスで申し込む。

○学校給食プログラム : 州政府 Child Nutrition Program

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1958>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

○ミルク支援プログラム : 州政府 Special Milk Program

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1787>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

○夏季食糧支援プログラム : 州政府 Summer Food Service Program

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1451>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

(3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること (それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること)。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに

会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を支払う。また、ウエイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる。（ウエイティングは大変長い）

（４）支援の内容

WIC：乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

（５）DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格（ビザなどの種類）を問われない。

（６）その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2)のようなDV支援組織が母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

（１）概要

A フロリダ州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

○緊急時の短期のホームレスシェルター・DV被害者シェルター

○緊急時のシェルターと低所得者住宅に入るまでの間をつなぐ、Housing Stabilisation シェルターやTransitional Housing

○低所得者のための公共住宅や住宅支援バウチャー

B またフロリダ州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の手入れ支援プログラムを提供している。The Weatherization Assistance Program (WAP)

C またDV被害者が危険な状況から逃れたり、自立のためによりよい地域へ移転する際の支援策として2つのプログラムがある。

○州司法長官事務所の犯罪被害者補償プログラム（Office of the Attorney General, Bureau of Victim Compensation）：DVの環境から逃れるための一時金として、DV被害者に1,500ドルまでの補償金が出る（ただし、生涯で3,000ドルまで）。

[http://myfloridalegal.com/webfiles.nsf/WF/MRAY-8CVP5T/\\$file/BVCVictimCompensationBrochure.pdf](http://myfloridalegal.com/webfiles.nsf/WF/MRAY-8CVP5T/$file/BVCVictimCompensationBrochure.pdf)

○州児童家族局（Department of Children and Families）の一時金プログラム（Temporary Cash Assistant, Domestic Violence Diversion Program）：妊婦、未成年のDV被害者で、DVの状況から逃れたり、よりよい就業機会を得るため、あるいは仕事に就くために転居する必要がある場合、Temporary Cash Assistanceの月ごとに支給される金額の代わりに1,000ドルまでの一時金の支給を申し込むことができる。

<http://www.myflfamilies.com/service-programs/domestic-violence/relocation-assistant-programs>

（２）調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

A 住宅支援：連邦政府 Housing and Urban Development (HUD)

<http://www.hud.gov/states/florida/renting/hawebsites>

B 州政府 Weatherization Assistance Program (WAP)

<http://www.floridajobs.org/community-planning-and-development/community-services/weatherization-assistance-program>

C 州司法長官事務所の犯罪被害者補償プログラム

○Office of the Attorney General, Bureau of Victim Compensation

<http://myfloridalegal.com/victims>

電話：1-800-226-6667 (通話無料)

【特に DV 被害者の申し込みについて】

申込書 Bureau of Victim Compensation Claim Form

[http://myfloridalegal.com/webfiles.nsf/WF/RMAS-95APW7/\\$file/VictimsCompAppEngRead.pdf](http://myfloridalegal.com/webfiles.nsf/WF/RMAS-95APW7/$file/VictimsCompAppEngRead.pdf) を司法長官事務所に提出。

DV 被害者の転居のための一時金請求は、州認定 DV センターからの証明 (転居が必要だという証明) があるので、認定 DV センターを通じて申し込む。

○州政府児童家族局 Florida Department of Children and Families

<https://www.dcf.state.fl.us/programs/access/docs/tcafactsheet.pdf>

電話: 1-866-762-2237

【特に DV 被害者の申し込みについて】

オンラインで申込むか、地域のカスタマーサービスセンターに申し込む。

オンライン申込：

<https://dcf-access.dcf.state.fl.us/access/scrflhomepage.do?performAction=changeLocale&language=english>

センター：<http://www.dcf.state.fl.us/programs/access/map.shtml>

申込書の提出後、インタビューが必要な場合は Workforce Office (Career Source Center) から 5 日以内に連絡が来るので、受給資格の審査を受ける。

<http://www.myflfamilies.com/service-programs/access-florida-food-medical-assistance-cash/general-program-information>

(3) 支援の要件

A-B) 家族構成人数に対する所得額が基準以下であること。その中で DV 被害者、高齢者、障がい者は優先される。

【特に DV 被害者の優先申込について】

C) 犯罪被害者補償プログラム：DV が起こったという証拠、DV の被害届の提出、転居支援が必要な旨の州認定 DV センターの証明、DV 被害の日から 1 年以内の申込み (正当な理由がある場合は 2 年以内) のすべてが必要。Temporary Cash Assistance の要件 (2 (3)参照) に加えて、州認可 DV センターが認めた、安全を確保するためのプランを提出することが必要。

(4) 支援の内容

概要を参照のこと。

<p>(5) DV被害者が外国人の場合 特になし</p> <p>(6) その他, 住宅支援に関する有益な情報 特になし</p>
<p>5 求職に関する支援・職業訓練</p> <p>(1) 概要</p> <p>A フロリダ州の Welfare Transition (WT) プログラムは、TANF (III. 2 (1) 参照) を受け取っている参加者に研修、教育、支援、技術を提供している。参加者は、技術、就業経験などのアセスメントを受ける。その際、外から見えにくい障がい、DVの問題、精神的な問題も話し合うことができる。</p> <p>B Department of Economic Opportunity は様々な就職斡旋や失業保険などの支援サービスを行っている。</p> <p>C 障がいや精神の問題がある場合は、FL Rehabilitation Counselor の就労支援を得ることができる。</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法</p> <p>A WT プログラム：州政府 Department of Children and Families (DCF) http://www.myflorida.com/accessflorida/ DCF Access (8am to 5pm Mon-Fri) 電話：1-866-762-2237</p> <p>B 求職支援：州政府 Department of Economic Opportunities Employ Florida https://www.employflorida.com/vosnet/Default.aspx</p> <p>C 障がいや精神の問題がある場合：州政府教育局 (Department of Education (Vocational Rehabilitation)) http://www.rehabworks.org/ 電話：1-800-451-4327 (通話無料)</p> <p>(3) 支援の要件</p> <p>A・B) 州政府児童家族局 (DCF) の支援を受け登録されていること。</p> <p>C 障がいあるいは精神的な問題があること (軽度の場合を含む)。</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>就職のためのプランニング、スキルテスト、コンピューター訓練、履歴書作成支援、面接準備、電話/インターネット/プリンター/ファックスの無料利用、各種情報提供</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合</p> <p>就職支援の一環として英語の支援を提供してくれることもある。</p> <p>(6) その他, 求職支援に関する有益な情報</p> <p>II. 1. (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。</p>
<p>6 在留資格</p>

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者 (米国国籍者/永住権保持者) の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス (永住権、ビザ) 申請を行うことができる。

○米国国籍者/永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人 (米国籍でない者) やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠 (警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など) や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者/永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザは審査中から、ビザの有効期間内に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に公的扶助が提供されるステータスが与えられ、申請者はこの期間中に「Qualified Immigrant」として公的扶助を正式に受けることが可能。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV の被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-non-immigrant>

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話： 1-800-799-7233 (通話無料)

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

○フロリダ州政府では、児童家族局 (Department of Children and Families (DCF)) が、DV 被害者を含めた低所得者一般への支援を提供している。

○低所得でない場合は、州認定 DV センターを利用したり、以下であげる DV 被害者支援団体に相談する。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

<p>(3) 利用の要件 (4) 支援の内容 (5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む) Florida Coalition Against Domestic Violence (FCADV) https://www.fcadv.org/ ホットライン : 1-800-500-1119 (通話無料) 利用要件 : DV 被害者 支援内容 : フロリダ州の 42 の DV 支援組織と外部の支援、被害者をつないでいる。 州内共通のホットラインを運営し、被害者を最も適した支援組織へとつないでいる。州内 DV 支援組織への紹介。 https://www.fcadv.org/sites/default/files/FCADV_2016_Directory.pdf その他 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳</p> <p>(6) その他, 公的相談機関に関する有益な情報</p>
<p>8 その他の自立支援制度</p>

<p>IV. DV関連の司法手続</p>
<p>1 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続 (民事) * DV被害者又は近親者への接近禁止命令, 住居からの退去命令等を含む</p>
<p>(1) 概要 (調査対象地域を明記) ○フロリダ州では、DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続で保護命令により、加害者の DV 行為をやめさせることができる。保護命令は暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。フロリダ州では保護命令は、Injunctions と呼ばれる。 ○暫定的保護命令は、加害者不在のまま被害者からだけの聞き取り (Hearing。証拠の提出が含まれることがある) で裁判所が判断を行い、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。 ○恒久的保護命令の判断では、裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。 ○保護命令の申立は無料。 ○DV 被害者に保護命令が認められると、加害者に対して、被害者や近親者への DV 行為や脅迫、住居や職場・学校へ接近することの禁止や、住居からの退去を命じられる。 ○また、被害者に 100%の監護権 (time-sharing) を与える一時的な養育計画を認めたり、加害者に一時的な養育費の支払いを命じるよう申し立てることもできる。 ○フロリダ州では、保護命令の申請に必要な最低居住期間がない (州を越えた旅行者も可) ○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから準備に数日をかけて保護命令を申し立てると、危険な状況ではないと判断されることも多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。</p> <p>【暫定的保護命令は、その手続から Ex Parte Order (一方 (被害者) からだけの聞き取りによる命令を意味する)、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定</p>

する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令 (Temporary Ex Parte Order) : は、被害者に差し迫った危険があると認められる場合、加害者に知らせずに迅速に保護命令の判断がされる。

○原則として、当事者双方からの聞き取りは 15 日以内に行われる。

○暫定的保護命令の有効期間内に審理の日時が設定される。双方からの聞き取り審理のあと、恒久的保護命令の可否がその場で決定する。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令の効力は最長 15 日 (州法 741.30(5)(c))。

○暫定的保護命令の有効期間内に審理の日時が設定される。暫定的保護命令は、審理の結果、最終的な恒久的保護命令 (final injunction) が出るまで、あるいは命令の取り下げ・修正があるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○DV 被害者が現在居住する郡 (カウンティ)、DV 加害者が居住する郡、あるいは DV 行為が起こった郡の Circuit Court (巡回裁判所) のいずれかにて、裁判所 Clerk (書記官) に申立書 (Petition for an Injunction for Protection against Domestic Violence) を提出する (州法 741.30(1))。

1) 被害者からの聞き取りを経て、暫定的保護命令が出される。

2) 加害者に裁判所から書類が送られる。加害者に届いているかは、裁判所を通じて確認をする。被害者からは連絡は取らない。

3) 双方からの聞き取りが行われ、最終的な恒久的保護命令の可否が出る。

○申立は無料 (州法 741.30(2)(a))。

○審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話 (スマホ含む) を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

【E-Filing について】

フロリダ州では、裁判所への申し立て書類が電子化されている。詳細は : <https://www.myflcourtagency.com/>

(5) 弁護士の選任の要否

基本的に弁護士がいなくてもよい (州法 741.30(1)(f))。

申請手続きは定型の用紙に記入し、聞き取りを受けるだけで、裁判所の担当者からの手伝いもあるので難しくはない。友人や DV 被害者支援団体のスタッフの同行も可能。それでも不安な場合は弁護士を依頼すると良い。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため (申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため)、通訳のできる友人を連れて行く。

裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。
○恒久的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。
※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と **LEP**、警察官／裁判官との三者通話、**TV** 会議システムの利用）などに差がある。

(7) その他DV被害者に有益な情報

○裁判所の **Clerk**（書記官）は、保護命令の申立や執行の申請の際に、申請人を補助する義務があるため、不明な点については書記官に相談する。
○DVの危害を恐れて保護命令申立書で住所を公開したくない場合、その旨を **Clerk**（書記官）に伝え、そのために書類に必要な記入を行う。
○保護命令の発行後、住居に戻ったり加害者を退去させるなど、命令の執行のために必要な場合は、法執行機関（警察等）の付き添いや支援を要請できる。
○保護命令審理での被害者申し立て内容は、その後の離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなり得るため、慎重に対応する必要がある。
○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。
○**VINE LINK**：加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで24時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、**VINE Protective Order** に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話かEメールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

＊ 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に民事の保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（**Mutual Protection Order**）が出される。
○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であることを主張し、前提的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。
○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。
○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジの変更を申し立てる。
○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利

になる可能性がある。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

(3) DV被害者が取り得る対抗策

○他の法律的な対処が可能か DV アドボケートに相談する。

○Repeat violence injunctions とされる別の injunction (2 回以上の嫌がらせ行為があり、2 回目がこの 6 か月の間に行われている) ケースとして別に申し立てる。

(4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントン DC にある団体 DV LEAP では、フロリダ州を含む米国内のすべての州の保護命令に対する上告を支援している。

<https://www.dvleap.org/our-work>

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○DV 加害者が適正な生活費を被害者に渡しておらず、使える貯金などもほとんどない場合は、経済的な DV として保護命令の中で審理を求める。(州法 741.30(6)(a)4)。

○家庭裁判所で、離婚の申立てがない場合でも、保護命令とは別途に生活費の請求を申立てできる(州法 61.09)。

○DV 加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は、I-864 (Affidavit of Support) という書式で、配偶者に他の収入がない場合 FPL (連邦貧困レベル) の 125% を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864 の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費請求の緊急の申し立て：暫定的保護命令や生活費請求の緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。

○I-864：離婚裁判の中で審理されるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申し立て中に請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。

○生活費請求の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまでは有効。

○I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分が得られた時、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者)

死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○保護命令での申し立て：保護命令の申立書の中に記載する。

○生活費請求の緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所に付属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て(Motion)を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。

○I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいと、できれば弁護士の支援がある方がよい。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できるとよい。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続等を含む)

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS (米国連邦政府移民帰化局) に提出し、I-864 の強制的に依頼する。

○シェルターや DV 被害者支援機関の DV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○フロリダ州での離婚申請は、巡回裁判所 (Circuit Court) で行われる。少なくとも夫婦のいずれかが州内に 6 か月以上居住していることが必要。離婚申立て原因として、以下のいずれかが必要。

①婚姻関係が修復不可能であること (irretrievably broken)

②3 年以上前に夫婦の一方が精神喪失の状態であると裁判官に宣言された (mental incapacity)

○離婚手続きには、通常離婚 (Regular Dissolution of Marriage) と簡易 (協議) 離婚 (Simplified Dissolution of Marriage) がある。妊娠中であつたり、18 歳以下の子がいる場合、通常離婚手続きによらなければならない。

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合、離婚手続きの親権 (監護権) の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○フロリダ州では、両親の別居や離婚後も、未成年の子がどちらの親とも頻りに継続的なコンタクトを持ち、両親が子育ての権利義務と喜びを共有することを奨励することを一般の公共政策として掲げ (time-sharing)、これに従って裁判所の判断が行われている。

○子の養育計画について、母親・父親のどちらかに有利な推定をすることはなく、裁判所は両親が共同で子の監護権を持つよう決定するよう規定しているが、親に DV 行為があった場合は、子の利益を損なうと推定され、一方の親のみに監護権を与えたり、面会時に子を保護するような取決め決定を下すことができると規定されている（州法 61.13(2)(c)(2)）。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家（Guardian ad Litem (Gals)（訴訟代理人：意思、能力が十分でない未成年者や障がいのある人の立場に立ってその希望を述べる）や Custody Evaluator）への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者（Mediator）による調停で監護権の決定をする場合もある。

（3）いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

○DV は子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。ただ被害者側に精神的なダメージや精神疾患があることも子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査の上決定される。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の 9 点。1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不履行 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DV での有罪歴 9 他州への転居の予定

（4）離婚手続における養育費についての判断の傾向

夫婦の DV の関係に関わらず、養育費の判断はフロリダ州で決められた計算式に応じて判断される。

http://floridarevenue.com/childsupport/child_support_amounts/Pages/child_support_amounts.aspx

（5）離婚手続における面会交流についての判断の傾向

DV の被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は一般の離婚と同じで、双方の親の間での調整となる。

○ただし DV が身体的・精神的・性的にあり、深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせて、面会交流を行う。

（6）外国人である DV 被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1（6）参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

（7）その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権（custody）、面会交流（visitation）等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決（divorce decree）に書かれる。

Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合など、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするためには、離婚同意書の中に子と旅行することについての内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を明記するのが良い。

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○フロリダ州は、既に決定された監護権や面会交流権、養育計画等の変更を求める場合、元の決定時から状況に相当に重大な変化があり、その変化が元の決定時に予測不可能で、これらの権利を変更することが子の最善の利益にあたるということを証明する必要がある（州法 61.13(3)）。

○監護権変更は、両親の家庭環境、子の年齢などを基に決定される。

(2) 具体的な申立方法

申立書 (Petition to modify parental responsibility, visitation or parenting plan/time-sharing schedule and other relief) を今までの監護権の決定が出された裁判所に提出する。

(3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（自分で申し立てることはできる）。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で子にとって重要な場合は、変更が認められる可能性がある。

○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と判断され、監護権の決定に影響することがある。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

○監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

○養育費の支払い歴の確認、支払いの変更、また払われない養育費の強制支払いへの対応については、州政府歳入局 (Department of Revenue) サイトの Service を参照：

<https://childsupport.floridarevenue.com/>

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

フロリダ州では、離婚や未婚の片親が現在の住居から 50 マイル以上離れた場所に子連れて転居したい場合（休暇や教育、治療などの一時的な移動を除き、60 日以上連続して住居を移す場合）、裁判所に転居の申立てが必要。子が、離れた両親の家を行き来する場合、移動手段が飛行機なのか車なのか、どちらが移動費用を払うのかなどの詳細を含めて、同意書で決める必要がある。

(2) 具体的な申立方法

○転居についても一方の親の合意が得られた場合、署名した同意書に公証を受け、裁判所に提出する (Agreement for relocation with minor child(ren)) (州法 61.13001(2))。

○もう一方の親の合意が得られない場合、転居を希望する親が申立書 (Notice of Intent to Relocate) を裁判所 (一般的には最終の養育費の命令を出した裁判所) に提出する (州法 61.13001(3))。申立書には新しい住所と電話番号、転居の日、理由、面会交流の予定やそのための交通手段や費用負担など詳細を明記する。

(3) 弁護士の選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方が良い (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○転居でしか良い条件の仕事を得られない場合は、許可される傾向にある。

○裁判所は子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでも一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。

○転居により子の生活の質が上がると申し立てで実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みであったり、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可がでることもある。

○別々の州や国に分かれて暮らす場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い (内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を合意し、文書に明記すること)。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合は、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○フロリダ州では、両親の別居や離婚後も、未成年の子がどちらの親とも頻繁に継続的なコンタクトを持ち、両親が子育ての権利義務と喜びを共有することを奨励することを一般の公共政策として掲げている (time-sharing)。

○子の養育計画について、母親・父親のどちらかに有利な推定をすることはなく、裁判所は両親が共同で子の監護権を持つよう決定するよう規定しているが、親に DV 行為があった場合は、子の利益を損なうと推定され、一方の親のみに監護権を与えたり、面会時に子を保護するような取決めの決定を下すことができると規定されている (州法 61.13(2)(c)(2))。

(2) 具体的な申立方法

申立書 (Petition to modify parental responsibility, visitaion or parenting plan/time-sharing

schedule and other relief) を現在有効な命令が出ている裁判所に提出する。

(3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合は、変更が認められる可能性がある。
○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親への DV が認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子の面会に不安な点がある場合、状況に応じて、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所に申し立てることができる。

8 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期に DV 専門の弁護士を探すのは極めて重要。
巡回裁判所に付属している相談室（各裁判所に問い合わせる）に照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

○フロリダ弁護士会（The Florida Bar）の弁護士紹介サービス

<https://www.floridabar.org/public/lrs/>

電話：1-800-342-8011（通話無料）

○各郡（カウンティ）の弁護士会

<https://www.womenslaw.org/find-help/fl/finding-lawyer/lawyer-referral-services>

(2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館に問い合わせる、DV 被害者団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、オンラインで探す、友人に紹介してもらうなど。

(3) 弁護士への依頼方法

○案件や質問は予めまとめておく。

○電話や E メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反（conflict of interest）

がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。

○以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。

- ・経験や専門
- ・時給や着手金
- ・パラリーガルや秘書などの分業
- ・過去の判例などに関する知識
- ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど

○弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。

○自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。

○一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

(4) 弁護士費用の相場

○DV 被害者支援団体や裁判所の DV 相談室の弁護士は無料。

○一般の離婚手続きの場合、平均で 13,500 ドル（ケースによって、4,000 ドルから 30,000 ドル程度まで）。時間報酬では平均で 1 時間あたり 260 ドル（150 ドルから 450 ドル程度まで）。

○リーガルエイドやプロボノ（ボランティア）の弁護士は、依頼者の収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を請求するところが多い。

○離婚や刑事訴訟では、成功報酬は適用されない。

○離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”適用。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険。

(5) リーガルエイド（安価あるいは無料で司法サービスを提供）

フロリダ各地にリーガルエイドを提供する機関がある。

○FloridaLawHelp.org

<https://www.floridalawhelp.org/search-help/>

○The Florida Bar

<https://www.floridabar.org/public/consumer/pamphlet022/#LEGAL%20SERVICE%20-%20LEGAL%20AID>

<https://www.floridabar.org/public/probono/>

○Florida Courts

<http://www.flcourts.org/resources-and-services/family-courts/family-law-self-help-information/legal-aid.stml>

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

移民のためのリーガルサービス

<https://www.immigrationlawhelp.org/>

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

- アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help
https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html
- 弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org
<https://www.womenslaw.org/>
> Places that Help > Select State > Finding a Lawyer

9 その他のDVに関する司法手続

V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】

○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。
○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。

2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法

* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。

3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法

* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。

4 その他, ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

VI. その他の関連情報